

(案)

運用委員会規則改正案新旧対照表

改 正 案	現 行
(平成 1 8 年 4 月 1 日制定) (平成 2 2 年 6 月 2 2 日改正) <u>(平成〇〇年〇月〇日改正)</u> 第 1 条～第 8 条 (略) <u>(ガバナンス会議)</u> <u>第 8 条の 2 運用委員会に、ガバナンス会議（以下「会議」という。）を置く。</u> <u>2 会議は、運用委員会が策定する管理運用法人における投資原則及び行動規範を立案し、並びに、その実施状況を監視し、運用委員会に報告する。</u> <u>3 会議の議員（以下「議員」という。）は、委員の意向を勘案の上、委員長が指名する。</u> <u>4 会議に議長（以下「議長」という。）を置き、議員の互選により選任する。</u> <u>5 議長は、会議の会務を総理する。</u> <u>6 この規則に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、議長が定める。</u>	(平成 1 8 年 4 月 1 日制定) (平成 2 2 年 6 月 2 2 日改正) 第 1 条～第 8 条 (略)